

釧路短期大学奨学生規程 15

第1条（目的）

この規程は、学校法人緑ヶ岡学園奨学生及び奨学金給付規則に基づき、釧路短期大学の奨学生制度に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（対象者）

奨学生は学業・人物ともに特に優れ、あるいは文化・芸術活動・社会活動などの諸活動において顕著な成果をあげ、模範的學生となることが期待される者を対象とする。

第3条（募集定員）

募集定員は若干名とし、学科・専攻・コース等を問わない。また、入学後の免許・資格取得等の条件は課さない。

第4条（奨学生の種類）

奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生
 - (2) 特別奨学生
- 2 奨学生とは、奨学生採用試験において最優秀の評価を得た者とする。
 - 3 特別奨学生とは、1学年終了時の成績が最優秀の評価を得た者とする（ただし、奨学生、長期履修学生、社会人入学者を除く）。

第5条（奨学金の額及び給付方法）

奨学生には、原則として入学時より2年間にわたり、年額20万円を限度として給付する。

- 2 特別奨学生には、原則として2学年時の1年間、20万円を限度として給付する。

第6条（選考の時期）

奨学生の選考は、推薦選抜時に実施する奨学生採用試験によって行い、奨学生採用試験を受験しなかった者からの追加選考ならびに入学後の追加選考は行わないものとする。

- 2 特別奨学生の選考は、1学年時の3月に行う。

第7条（奨学生採用試験の出願資格）

奨学生に1種・2種を設け、それぞれの受験資格は以下とする。

(1) 奨学生1種

出願時において、その年度に卒業が見込まれる高等学校（あるいは中等教育学校）（以下、「高等学校等」とする）在学者または高等学校等を卒業し入学年の4月1日現在で満21歳以下の者で、かつ高等学校等の評定平均値が3.8以上の者とする。

(2) 奨学生2種

出願時において、その年度に卒業が見込まれる高等学校等在学者または高等学校等を卒業し入学年の4月1日現在で満21歳以下の者で、高等学校等在学中または卒業後に、文化・芸術活動、社会活動、課外活動、ボランティア活動、スポーツ活動において顕著な成果をあげた者または各種資格取得・検定試験において顕著な成果をあげた者とする。

第8条（奨学生の受験手続及び選考方法）

奨学生採用出願者は、本学入学出願時に奨学生採用試験の受験手続を行い、奨学生採

用試験を受けなければならない。

- 2 受験手続並びに採用試験の詳細については、毎年度の入学者選抜要項において定める。

第9条（特別奨学生申請資格）

特別奨学生に申請する者は、1学年終了時の学業成績が下記の基準を満たしていることを必要条件とする。

1 学年終了時のGPAが2.7以上であること

第10条（特別奨学生の申請手続及び選考方法）

前条の条件を満たし、特別奨学生となることを希望する者は、各年において定める期限までに所定の書類を学長に提出し、必要な審査を受けなければならない。

- 2 特別奨学生の選考は、1学年時の学業成績及び申請書類並びに学則第15章「賞罰」に照らし学生生活の状況を考慮して行う。

第11条（奨学生の再審査）

奨学生の適用を受けた者は、2学年進級時において再審査を受けなければならない。

- 2 奨学生の適用を受けた者が、前項の審査において不適格と判定された場合には、2学年時での奨学生の資格を失うものとする。
- 3 2学年進級時における再審査は次の(1)(2)によるものとする。

(1) 1学年時に奨学生1種の資格を得た者が、2学年進級時に更新のための再審査を受けるにあたっては、1学年時の学業成績が下記の基準を満たしていることを更新の必要条件とし、加えて、学則第15章「賞罰」に照らし、学生生活の状況を考慮した上で可否を決定する。

1 学年終了時のGPAが2.7以上であること

(2) 1学年時に奨学生2種の資格を得た者が、2学年進級時に更新のための再審査を受けるにあたっては、奨学生の資格を与えられる根拠になった分野における、当該年度の活動報告書を提出しなければならない。その分野での活動を継続していると認められること、及び1学年時の学業成績が、所属する学科あるいは専攻において、中位以上であることを更新の必要条件とし、加えて、学則第15章「賞罰」に照らし、学生生活の状況を考慮した上で可否を決定する。

第12条（奨学生及び特別奨学生の資格喪失）

前条の規定にかかわらず、奨学生の適用を受けた者が、適用期間中に著しい品行不良・怠学等の相当の理由が生じた場合、学則第15章に定める懲戒、罰則等相当の理由が生じた場合には、臨時資格再審査を行い、審査の上、以後、奨学生の資格を失うものとする。

- 2 前条及び前項の再審査で奨学生の資格を失った場合において、既に適用を受けた期間にまで遡って奨学金給付が取り消されることはない。
- 3 適用期間中であっても休学、除籍、退学及び転学のいずれかの理由で、本学での学業を中断した場合には、奨学生の資格を失う。
- 4 特別奨学生においても、第1項、第2項ならびに第3項の規定を準用する。

第13条（選考及び再審査業務）

奨学生の選考業務は入試委員会があたり、教授会の議を経て学長が決定し、理事会に

推薦する。

- 2 奨学生の再審査及び特別奨学生の選考業務は学生委員会あたり、教授会の議を経て学長が決定し、理事会に推薦する。

第14条（その他）

この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第15条（規程の改廃）

この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定め、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程の制定により、「釧路短期大学特待生規程（平成1年10月7日制定）は廃止する。ただし、平成15年度までの入学者については従前通りとする。

この規程（改正）は、平成17年4月1日より施行する。ただし、平成17年度までの入学者については従前通りとする。

この規程（改正）は、平成20年4月1日より施行する。

第7条第1項第1号の改正は、平成22年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

第11条第3項第1号の改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

第5条第1項および第2項の改正は、平成23年4月1日から施行し、平成24年度入学生より適用する。

第5条の改正は、平成25年4月1日より施行する。

第13条第1項および第2項の改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生より適用する。

この規程（改正）は平成28年4月1日より施行する。平成27年度以前の入学生については、なお、従前の規程とする。

この規程は令和3年4月1日より施行する。